

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日
平成25年2月8日
- 5 届出年月日
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工觀光課
- 7 縦覧の期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工觀光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ丸子店
上田市上丸子331-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
昭和建物株式会社
長野市大字高田中村259-2
- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前) (仮称) マツヤ新丸子店
(変更後) マツヤ丸子店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日
大規模小売店舗の名称の変更
平成23年4月20日
小売業を行う者の代表者氏名の変更
平成25年2月8日
- 5 届出年月日
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工觀光課
- 7 縦覧の期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工觀光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東部中央ショッピングセンター
東御市大字田中字城ノ前705-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

公告

平成25年4月23日、松本市寿土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成25年4月23日、千曲市漆原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

下水内郡栄村による泉平地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成25年4月30日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

- 1 土地改良事業の名称
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成21年4月17日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 4 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 5 工事着手年月日
平成21年9月2日
- 6 工事完了年月日
平成24年11月30日

農地整備課

公告

平成25年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成25年4月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

- 1 試験の対象となる職
長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	65名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
社会福祉	若干名	ケースワーク、社会福祉に関する企画・指導、社会福祉施設入所者の生活指導等
心理	若干名	心理学的判定、精神保健・児童に関する相談・助言等
電気	若干名	電気・水道事業等に関する企画・設計・施工管理・保守管理、発電所の建設、商工業の振興等
機械	若干名	商工業の振興、工業に関する試験研究、機械設備に関する保守管理、職業訓練等
化学	若干名	環境保全に関する企画・監視・調査研究、工業に関する試験研究等
農業	15名程度	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
総合土木	20名程度	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築	若干名	県立施設の設計・施工管理、建築指導等
林業	5名程度	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
保健師	5名程度	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
管理栄養士	若干名	栄養の指導・調査、健康増進等

3 受験資格

(1) 年齢等

次のいずれかに該当する者

- ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。
ただし、保健師の試験区分にあっては、昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者とします。
- イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) 資格又は免許

試験区分	免許
社会福祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者（平成26年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
保健師	保健師の免許を有する者（平成26年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者（平成26年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

- ア 日本国籍を有しない者（管理栄養士を除く。）
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 電気通信工事についての長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 資格総合点数が763点以上であること。

イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 種類を同じくする工事(出力5,000kW以上(同期発電機)の水力発電所自動制御盤の設計製作設置工事又は設計製作取替工事)を元請けし、平成10年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

着手日から290日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書、入札条件注意書及び入札説明書を平成25年4月30日(火)から平成25年5月22日(水)まで次の場所において縦覧に供します。

長野県伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所

電話 0265(72)6121

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月22日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月16日(木)午後5時までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局